

① 希望される区分に☑をしてください。

※詳細「重要事項説明書」参照

② 【 】内に対象幼児・児童名を記入してください。

※第2子以降など0円利用の場合も必ず記入してください。

認定こども園保育料基準額表 兼 コース申込書

保護者氏名: _____

階層	認定児童の属する世帯の階層区分 (8月以前は前年度分、9月以降は当年度分の市町村民税額による)	教育保育標準日Ⅰ (年間平均207日) 《土・日曜日、祝日等、春休み、夏休み、冬休みを除く日数》 (月額)				教育保育標準日Ⅱ (年間平均247日) 《土・日曜日、祝日等を除く日数》 (月額)				教育保育標準日Ⅲ (年間平均293日) 《日曜日、祝日等を除く日数 ※全教育・保育実施》 (月額)																												
		6時間 7:30~13:30		8.5時間 7:30~16:00		10時間 7:30~17:30		11時間 7:30~18:30		6時間 7:30~13:30		8.5時間 7:30~16:00		10時間 7:30~17:30 (土曜日~16:00)		11時間 7:30~18:30 (土曜日~16:00)																						
		【 】		【 】		【 】		【 】		【 】		【 】		【 】		【 】																						
		1号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定	2号認定	3号認定																			
4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満																					
第1	生活保護世帯	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円																				
		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
第2	市町村民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
	ひとり親等の世帯 その他の世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																				
第3	市町村民税所得割非課税 (均等割のみ課税)	0	0	2,940	0	0	4,150	0	0	4,810	0	0	5,260	0	0	3,560	0	0	4,970	0	0	5,770	0	0	6,300	0	0	4,250	0	0	5,900	0	0	6,690	0	0	7,220	
第4	市	30,000円未満	0	0	3,550	0	0	5,010	0	0	5,810	0	0	6,360	0	0	4,300	0	0	6,010	0	0	6,970	0	0	7,610	0	0	5,130	0	0	7,120	0	0	8,080	0	0	8,730
第5	町	30,000円以上 40,000円未満	0	0	4,920	0	0	6,940	0	0	8,050	0	0	8,790	0	0	5,950	0	0	8,320	0	0	9,650	0	0	10,530	0	0	7,110	0	0	9,870	0	0	11,190	0	0	12,080
		40,000円以上 100,000円未満	0	0	8,950	0	0	12,620	0	0	14,650	0	0	15,990	0	0	10,820	0	0	15,120	0	0	17,550	0	0	19,170	0	0	12,930	0	0	17,950	0	0	20,360	0	0	21,970
第6	民 税	ひとり親等の世帯の 40,000円以上 77,100円以下 の場合	0	0	8,950	0	0	12,620	0	0	14,650	0	0	15,990	0	0	10,820	0	0	15,120	0	0	16,620	0	0	16,620	0	0	12,930	0	0	16,620	0	0	16,620	0	0	16,620
		100,000円以上 150,000円未満			13,650			19,250			22,340			24,400			16,510			23,060			26,770			29,230			19,720			27,370			31,050			33,510
第8	所得	150,000円以上 210,000円未満			17,860			25,180			29,210			31,910			21,590			30,160			35,000			38,230			25,790			35,790			40,600			43,830
第9	割	210,000円以上 410,000円未満	0	0	19,630	0	0	27,680	0	0	32,110	0	0	35,090	0	0	23,730	0	0	33,170	0	0	38,480	0	0	42,030	0	0	28,350	0	0	39,350	0	0	44,650	0	0	48,180
第10	額	410,000円以上			19,710			27,800			32,250			35,230			23,830			33,300			38,640			42,210			28,470			39,520			44,830			48,390

備考

- 本表に掲げる「ひとり親等の世帯」とは、次に掲げるものとする。
 - 「母子世帯等」・・・母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯。
 - 「在宅障害児(者)のいる世帯」・・・次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。
 - 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
 - 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者。
 - 保護者の申請に基づき、生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯。
- 本表に掲げる、教育保育標準日Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの年間契約日数は次のとおりとする。
 - 教育保育標準日Ⅰとは、土曜日保育、休業日及び春・夏・冬休みを除く年間契約日数約207日
 - 教育保育標準日Ⅱとは、土曜日保育及び休業日を除く年間契約日数約247日
 - 教育保育標準日Ⅲとは、冬休みを除く年間契約日数約293日
- その他
 - 第2子以降については無料です。
 - 契約時間及び教育保育標準日(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)の変更は月1回まで可能です。
 - 備考1(1)・(2)に該当する場合は、こども園(保育)料は半額となります(10円未満切り捨て)。

別表2(第7条関係) 延長保育加算額表 (回額)

階層	13時30分から 16時00分まで			16時00分から 17時30分まで			17時30分から 18時30分まで		
	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満	4.5歳	3歳	3歳未満
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
第1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第3	20	20	20	10	10	10	10	10	10
第4	60	50	80	30	30	50	20	20	30
第5	80	80	100	40	40	60	30	30	40
第6	120	110	140	60	60	80	50	50	50
第7	210	230	250	110	130	140	90	90	100
第8			370			210			150
第9			490			270			200
第10	240	270		130	150		100	110	
			530			290			220